

令和元年度 第2回久留米市有線放送運営委員会

日時：令和2年2月20日（木）
14時00分～
場所：田主丸保健センター
多目的室1

次 第

- 1 開 会
- 2 報告事項
 - (1) 有線放送に関するアンケート調査について
 - (2) 有線放送事業における課題について
 - (3) アンケート調査結果と課題のまとめ
- 3 協議事項
有線放送事業の今後のあり方について
- 4 その他
- 5 閉 会

久留米市有線放送運営委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所属団体名	役職名等	備 考
委員長	大 熊 博 文	久留米市議会	議 員	
副委員長	小 林 整 子	田主丸町商工会	女性部長	
	古 賀 としか ず	久留米市議会	議 員	
	草 野 明 美	にじ農業協同組合	田主丸支店 金融課 長	
	刈 茅 重 信	田主丸地域の 地域コミュニティ組 織	水縄校区まちづくり 振興会会長	
	東 和 弘		田主丸校区まちづく り 振興会会長	
	永 松 正 信		柴刈校区まちづくり 振興会副会長	
	中 野 まり子	田主丸町地域婦人会 連絡協議 会	田主丸校区会長	
	秋 山 邦 江		会 員	
	小 西 裕 也	久留米市消防団 田主丸支 団	班 長	
	橋 本 俊 之	浮羽消防署	署 長	

※任期2年間(平成30年4月1日から令和2年3月31日まで)

1 開会

2 報告事項

(1) 有線放送に関する市民アンケート調査について

1 アンケート調査結果

(1) 有線放送の必要性

今回の調査では、62.0%の方が、「日常生活に有線放送が必要」と回答したが、平成 21 年度調査（以後、「前回調査」という。）と比較すると 8.5 ポイント減少している。

また、「自己負担が生じても必要か」との問いに関しては、「必要」「少額の負担で済むなら必要」と回答した方を合わせると、76.5%と多かったが、前回調査と比較すると 8.7 ポイント減少している。

必要と思う放送内容については、「自治会からの放送」が 81.8%、「総合支所からの臨時放送」が 71.0%と高く、年代を問わず必要とされていることがわかった。しかし、前回調査と比較すると、災害情報が多い「総合支所からの臨時放送」のみが増加しており、全体的に必要性は下がっている。

(2) 行政や地域の情報取得について

行政や地域の情報の取得方法については、「有線放送」が 59.9%と最も多く、次いで「広報誌」が 52.4%という結果となり、有線放送からだけではなく、広報誌からも情報を取得していることがわかった。割合は低いが、「隣組回覧板」、「新聞テレビ等のマスメディア」等からも年代を問わず情報を取得している。

(3) 災害時の情報取得について

災害時は、6 割を超える方が「有線放送」「行政からの防災メール」「テレビ等のマスメディア」からの情報が必要と回答している。災害時には有線放送だけでなく、防災メールやテレビ等のマスメディアといった様々な手段を必要としている結果となった。

なお、若年層は他の手段からも情報を取得しており、有線放送の必要性は高くないが、高齢者は有線放送から情報を取得している割合が高くなっており、災害時の有線放送の必要性は高くなっている。

(2) 有線放送事業における課題について

1 市民サービスの均一化

市の市政情報の伝達としては、広報誌「広報くるめ」や市のホームページによる情報発信を行っている中、田主丸地域では地域に限定した有線放送システムを利用し、他地域以上の情報提供を行っており、監査や市議会からは、行政の負担で引き続きやるべきかなど、有線放送事業の今後について検討するよう指摘を受けている。

2 設備の老朽化

有線放送事業は、旧田主丸町時代の昭和 40 年に開始されたものであり、現在まで 54 年経過している。中には事業開始時期から使用されているものもあり、設備の老朽化が課題となっている。

ケーブルの維持管理については、コストを抑えるため、定期的に張替を行っておらず、損傷した箇所の随時張替えで対応している。事業開始当初から使用しているケーブルも残っており、近年、雑音発生等の不具合が多発している状況である。

中継放送器は総合支所からの放送と連携させているため、特注品である。ほとんどが、事業開始時期から使用されており、交換部品が無く修理できないものも出てきている。

また、本事業の保守・改修等委託費は、今年度予算で約 10,500 千円となっており、昨年度の委託業者からは、現行予算での入札を辞退された状況であり、今後の見通しは厳しい状況にある。

3 有線放送と災害

災害発生時には、有線放送を利用して避難所設置や土砂災害警戒情報などの緊急放送を行っている。しかし、災害発生時には、雨水や風が原因で雑音が入り緊急情報が聞こえない場合や、落雷による設備故障など復旧に時間がかかり長期間使用できない場合もあり、万全なシステムとはいえない。

また、設備に十分な予算がかけられていない為、軽微な災害でも電柱の倒壊や傾き、ケーブルのたるみ等により交通の障害となる場合がある等の課題もある。

(3) アンケート結果と課題のまとめ

アンケート調査の結果から有線放送の必要性は高く、地域の方に広く活用されている状況である。

特に、高齢の方は有線放送が必要と答えており、携帯電話やスマホ・インターネットを利用しない方、或いは不慣れな高齢者にとっては、有線放送が有効な情報伝達手段となっている。

しかしながら、有線放送の有用性は認められるものの、監査や市議会からの指摘もあったように、費用対効果や地域間の公平性の観点から、現在の運営形態のまま行政として事業を継続していくことは困難と判断せざるを得ない。

自治会内の情報伝達に大いに利用されており年代を問わず必要とされているという結果や、少額の費用負担が生じたとしても有線放送が必要だと考えている方が多かったことから、今後のあり方を検討するにあたっては、放送内容や運営形態、受益者負担について検討する必要がある。

3 協議事項

有線放送事業の今後のあり方について

本事業は、田主丸地域に限定した事業であり、市の広報活動及び住民の福祉、文化経済の向上を図る目的で実施している。

しかし、監査や市議会からは、有線放送の今後について検討するよう指摘を受けている。加えて事業開始から 54 年以上経過する中、施設の老朽化及び近年の災害等によるケーブルの断線、劣化等により修繕が年々困難になっている状況である。

今年度は、これらの課題に対応するため田主丸地域の住民を対象に意向調査を実施し、住民の意見を収集したところである。

そこで、本事業の現状と意向調査結果を踏まえ、今後のあり方について、以下のような検討を行っていききたいので、今後、運営委員会でも協議を進めさせていただきたい。

【有線放送事業の今後のあり方】

項目	今後のあり方
1	現在の事業内容で継続し、修理不可能となった時点で事業を終了する。
2	一定の期限を決めて事業を終了する。
3	市の事業を終了し、有線放送を必要とする団体（校区や自治会等）で継続する。 （有線放送設備の譲渡若しくは貸与）
4	市の事業を終了し、他団体で有線放送事業を継続する。 （有線放送設備の譲渡若しくは貸与）

4 その他

5 閉会

資 料

資料 1	有線放送に関する市民アンケート調査票	(P 1 ～P 4)
資料 2	有線放送に関する市民アンケート調査結果	(P 5 ～P 2 6)
資料 3	久留米市有線放送条例	(P 2 7 ～P 3 0)
資料 4	久留米市有線放送条例施行規則	(P 3 1 ～P 3 4)
資料 5	久留米市有線放送条例施行規程	(P 3 5 ～ P 3 6)
資料 6	久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について	(P 3 7)

有線放送に関する市民アンケート調査票

資料 1

問1 あなたの満年齢は。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 10歳代 | (5) 50歳代 |
| (2) 20歳代 | (6) 60歳代 |
| (3) 30歳代 | (7) 70歳代以上 |
| (4) 40歳代 | |

問2 あなたの性別は。

- (1) 男
(2) 女
(3) 回答しない

問3 あなたがお住まいの小学校区は。

- | | |
|--------|---------|
| (1) 船越 | (5) 竹野 |
| (2) 水分 | (6) 水縄 |
| (3) 柴刈 | (7) 田主丸 |
| (4) 川会 | |

問4 あなたの家に有線放送のスピーカーはありますか。

- (1) ある
(2) ない → 問10へ

問5 あなたがよく聞いている有線放送は、次のどれですか。(あてはまるものすべて)

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 朝の総合支所放送 | (6) 夜の農協放送 |
| (2) 朝の農協放送 | (7) 総合支所からの臨時放送 |
| (3) 昼の広告放送 | (8) 農協からの臨時放送 |
| (4) 昼の農協放送 | (9) 自治会からの放送 |
| (5) 夜の総合支所放送 | (10) まったく聞いていない |

問6 あなたが必要だと思う有線放送は、次のどれですか。(あてはまるものすべて)

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 朝の総合支所放送 | (6) 夜の農協放送 |
| (2) 朝の農協放送 | (7) 総合支所からの臨時放送 |
| (3) 昼の広告放送 | (8) 農協からの臨時放送 |
| (4) 昼の農協放送 | (9) 自治会からの放送 |
| (5) 夜の総合支所放送 | |

問7 あなたが必要ないと思う有線放送がありますか。(あてはまるものすべて)

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 朝の総合支所放送 | (6) 夜の農協放送 |
| (2) 朝の農協放送 | (7) 総合支所からの臨時放送 |
| (3) 昼の広告放送 | (8) 農協からの臨時放送 |
| (4) 昼の農協放送 | (9) 自治会からの放送 |
| (5) 夜の総合支所放送 | |

問8 あなたは、主にどのような方法により行政や地域の情報を知っていますか（2つまで）

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 有線放送(総合支所放送、自治会放送、農協放送) | (6) 新聞・テレビ等のマスメディア |
| (2) 広報誌(広報くろめ、ためしまるだより) | (7) 市ホームページ |
| (3) 全戸配布文書 | (8) SNS (※) |
| (4) 隣組回覧文書 | (9) その他 () |
| (5) 人伝え | |

(※)「SNS」とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、ツイッターやフェイスブック、ラインなど、スマホやパソコンを利用し、双方向に情報をやり取りできるサービスのことです。

問9 あなたは、日常生活に有線放送が必要だと思いますか。

- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| (1) 必要 | ————→ | 付問1、付問2へ |
| (2) 必要ない | ————→ | 次ページの付問3へ |
| (3) わからない | ————→ | 次ページの問10へ |

付問1 問9で「必要」と答えた方におたずねします。

「必要」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべて)

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 広報誌や全戸配布文書より効果がある | |
| (理由: |) |
| (2) 市ホームページやSNSで情報を取得できない | |
| (3) 自治会内の情報伝達に便利(有効)である | |
| (4) 農協からの情報を活用している | |
| (5) その他 () | |

付問2 問9で「必要」と答えた方におたずねします。

有線放送は事業開始から54年経過しており、設備の老朽化等により、このまま無料での運営を続けていくことは困難な状況です。今後、自己負担(有料)が生じるようになった場合でも、有線放送が必要だと思いますか。(ひとつだけ)

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 必要 | |
| (2) 少額の負担ですむならば必要 | |
| (3) 少額でも負担が発生するならば必要ない | |
| (4) その他 () | |

※ ここまで回答が終わられましたら、問10へお進みください。

付問3 問9で「必要ない」と答えた方におたずねします。

「必要ない」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべて)

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 広報誌や全戸配布文書で情報を取得できる | |
| (2) 市ホームページやSNSで情報を取得できる | |
| (3) 必要な情報が放送されていない | |
| (4) 放送時に聞くことができない | |
| (5) その他 () | |

問10 あなたは、災害が発生したときに、何から情報を得ていますか。(あてはまるものすべて)

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 有線放送 | (5) 消防車両による広報 |
| (2) 市ホームページ | (6) テレビ等のマスメディア |
| (3) 行政からの防災メール | (7) SNS |
| (4) 防災ラジオ | (8) その他 () |

問１１ あなたは、災害が発生したときに、何からの情報が有効だと思いますか。（あてはまるものすべて）

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 有線放送 | (5) 消防車両による広報 |
| (2) 市ホームページ | (6) テレビ等のマスメディア |
| (3) 行政からの防災メール | (7) SNS |
| (4) 防災ラジオ | (8) その他（ ） |

問１２ その他、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

()

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。
ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、
9月30日（月）までに投函してください。

有線放送に関する市民アンケート調査結果

- 1 実施期間 令和元年9月11日～9月30日
 2 調査対象者 田主丸町在住の男女1,000人（無作為抽出のため農業従事者、非農業従事者を問わない）
 ※年齢、校区については住民登録者数に応じて按分
 3 回答数 517人
 4 集計結果 以下の通り（前回調査と同一項目のみ前回比較を記載）

問1 あなたの満年齢は。

	令和元年				平成21年		割合 増減
	調査数	回答数	回収率	割合	回答数	割合	
10歳代	25	6	24.0%	1.2%	19	4.2%	-3.0
20歳代	121	43	35.5%	8.3%	44	9.6%	-1.3
30歳代	139	48	34.5%	9.3%	51	11.2%	-1.9
40歳代	164	68	41.5%	13.2%	67	14.7%	-1.5
50歳代	163	83	50.9%	16.1%	79	17.2%	-1.1
60歳代	208	140	67.3%	27.0%	78	17.1%	9.9
70歳代以上	180	126	70.0%	24.3%	111	24.2%	0.1
未回答	—	3	—	0.6%	8	1.8%	-1.2
回答数	1,000	517	51.7%	—	457	—	

問2 あなたの性別は。

	令和元年				平成21年		割合 増減
	調査数	回答数	回収率	割合	回答数	割合	
男	479	224	46.8%	43.3%	232	50.8%	-7.4
女	521	277	53.2%	53.6%	218	47.7%	5.9
回答しない	—	4	—	0.8%	—	—	—
未回答	—	12	—	2.3%	7	1.5%	0.8
回答数	1,000	517	51.7%	—	457	—	—

問3 あなたがお住まいの校区は。

	令和元年				平成 21 年		割合 増減
	調査数	回答数	回収率	割合	回答数	割合	
船越	93	49	52.7%	9.5%	46	10.1%	-0.6
水分	108	64	59.3%	12.4%	48	10.5%	1.9
柴刈	104	66	63.5%	12.8%	55	12.0%	0.7
川会	100	52	52.0%	10.1%	52	11.4%	-1.3
竹野	136	72	52.9%	13.8%	66	14.4%	-0.6
水縄	128	65	50.8%	12.6%	44	9.6%	2.9
田主丸	331	144	43.5%	27.8%	137	30.0%	-2.2
未回答	—	5	—	1.0%	9	2.0%	-1.0
回答数	1,000	517	51.7%	—	457	—	—

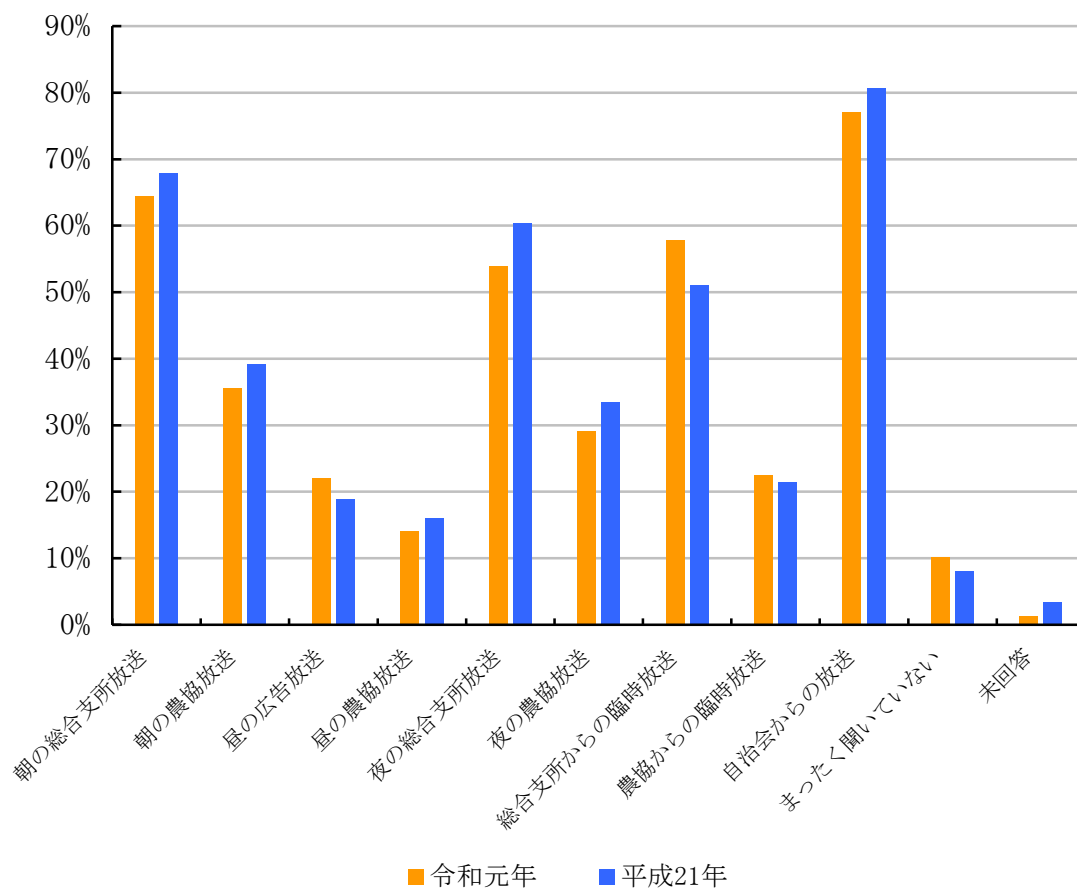
問4 あなたの家に有線放送のスピーカーはありますか。

	令和元年	
	回答数	割合
ある	479	92.6%
ない	36	7.0%
未回答	2	0.4%
回答数	517	—

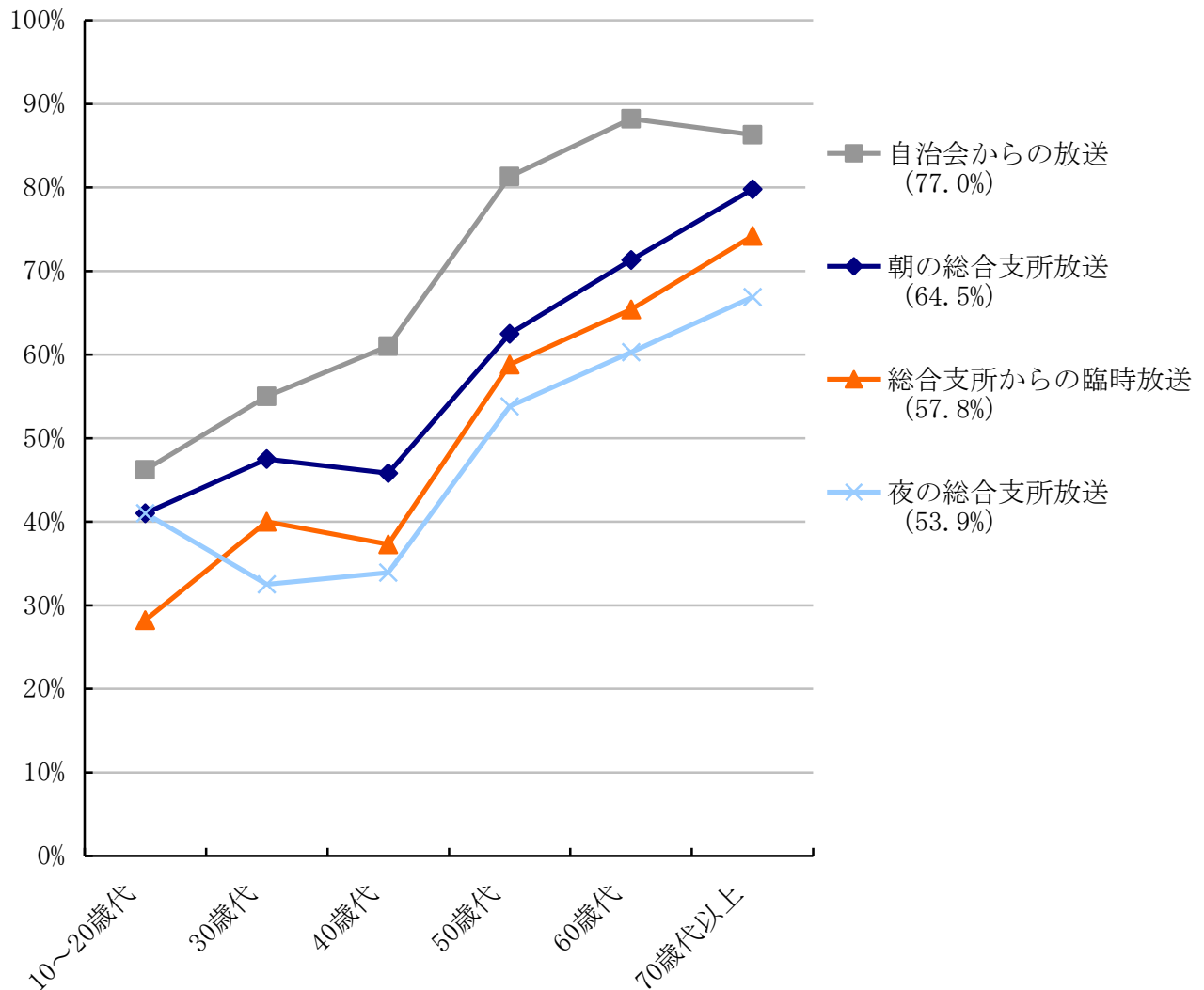
問5 あなたがよく聞いている有線放送は、次のどれですか。(当てはまるものすべて)

	令和元年		平成21年		選択率 増減
	回答数	選択率	回答数	選択率	
回答数	479	—	457	—	—
朝の総合支所放送	309	64.5%	310	67.8%	-3.3
朝の農協放送	170	35.5%	179	39.2%	-3.7
昼の広告放送	106	22.1%	86	18.8%	3.3
昼の農協放送	67	14.0%	73	16.0%	-2.0
夜の総合支所放送	258	53.9%	276	60.4%	-6.5
夜の農協放送	139	29.0%	153	33.5%	-4.5
総合支所からの臨時放送	277	57.8%	233	51.0%	6.8
農協からの臨時放送	108	22.5%	98	21.4%	1.1
自治会からの放送	369	77.0%	369	80.7%	-3.7
まったく聞いていない	49	10.2%	37	8.1%	2.1
未回答	6	1.3%	15	3.3%	-2.0
合計	1,852	—	1,814	—	—

※複数回答のため合計は100%にならない



問5 年代別比較（上位4項目抜粋）

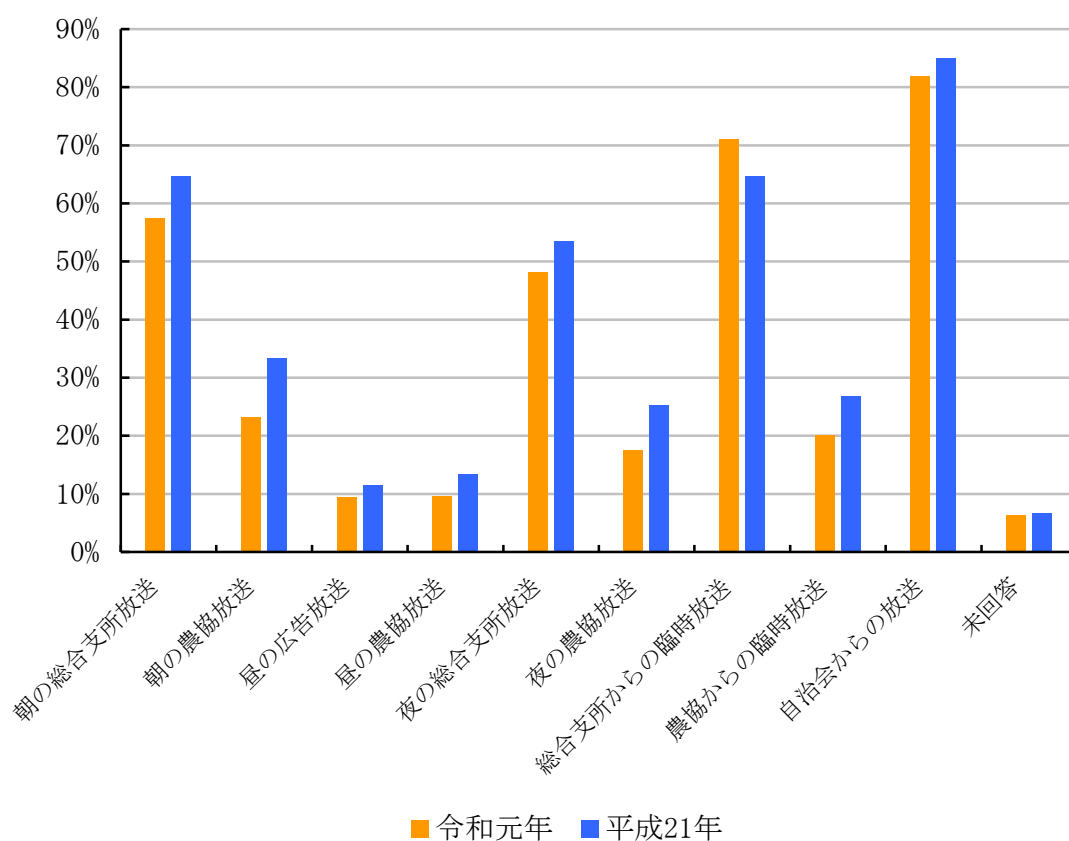


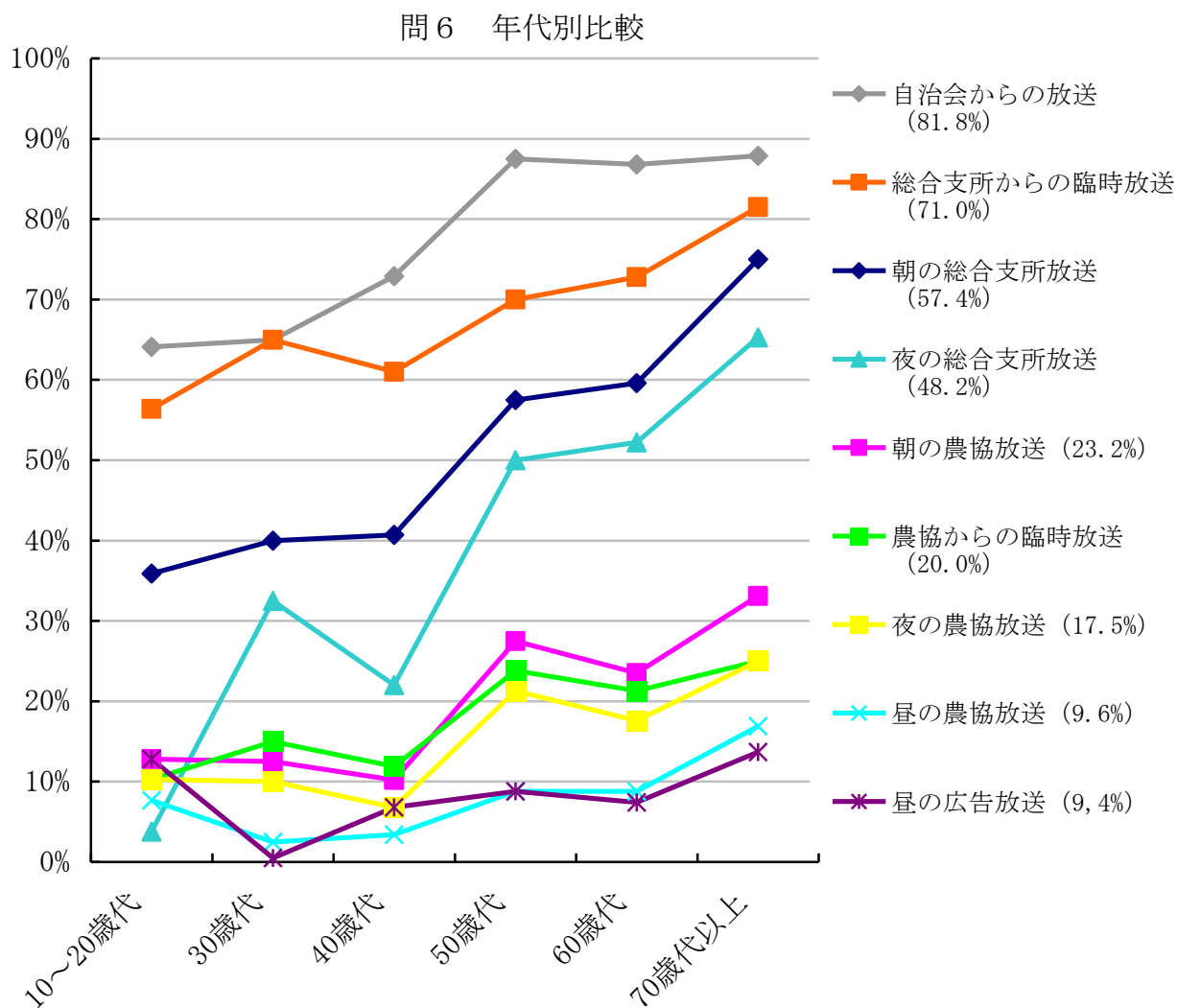
- ・「自治会からの放送」、「朝の総合支所放送」、「総合支所からの臨時放送」「夜の総合支所放送」がよく聞かれている。
- ・「農協放送」の選択率が低いのは、放送内容が農事情報であり、回答者に農業従事者以外が含まれているためと思われる。
- ・平成21年と比較すると、定時放送をよく聞いている人は減少している。
- ・平成21年と比較し、「総合支所からの臨時放送」が増加しているのは、災害情報を臨時放送で流しているためと思われる。
- ・選択率が高い4項目について、年代別に見ると、ほとんどの項目において、若い世代になるほど少ない。

問6 あなたが必要と思う有線放送は、次のどれですか。(当てはまるものすべて)

	令和元年		平成 21 年		選択率 増減
	回答数	選択率	回答数	選択率	
回答数	479	—	457	—	—
朝の総合支所放送	275	57.4%	295	64.6%	-7.1
朝の農協放送	111	23.2%	152	33.3%	-10.1
昼の広告放送	45	9.4%	52	11.4%	-2.0
昼の農協放送	46	9.6%	61	13.3%	-3.7
夜の総合支所放送	231	48.2%	244	53.4%	-5.2
夜の農協放送	84	17.5%	115	25.2%	-7.6
総合支所からの臨時放送	340	71.0%	295	64.6%	6.4
農協からの臨時放送	96	20.0%	122	26.7%	-6.7
自治会からの放送	392	81.8%	388	84.9%	-3.1
未回答	30	6.3%	30	6.6%	-0.3
合計	1,620	—	1,724	—	—

※複数回答のため合計は 100%にならない



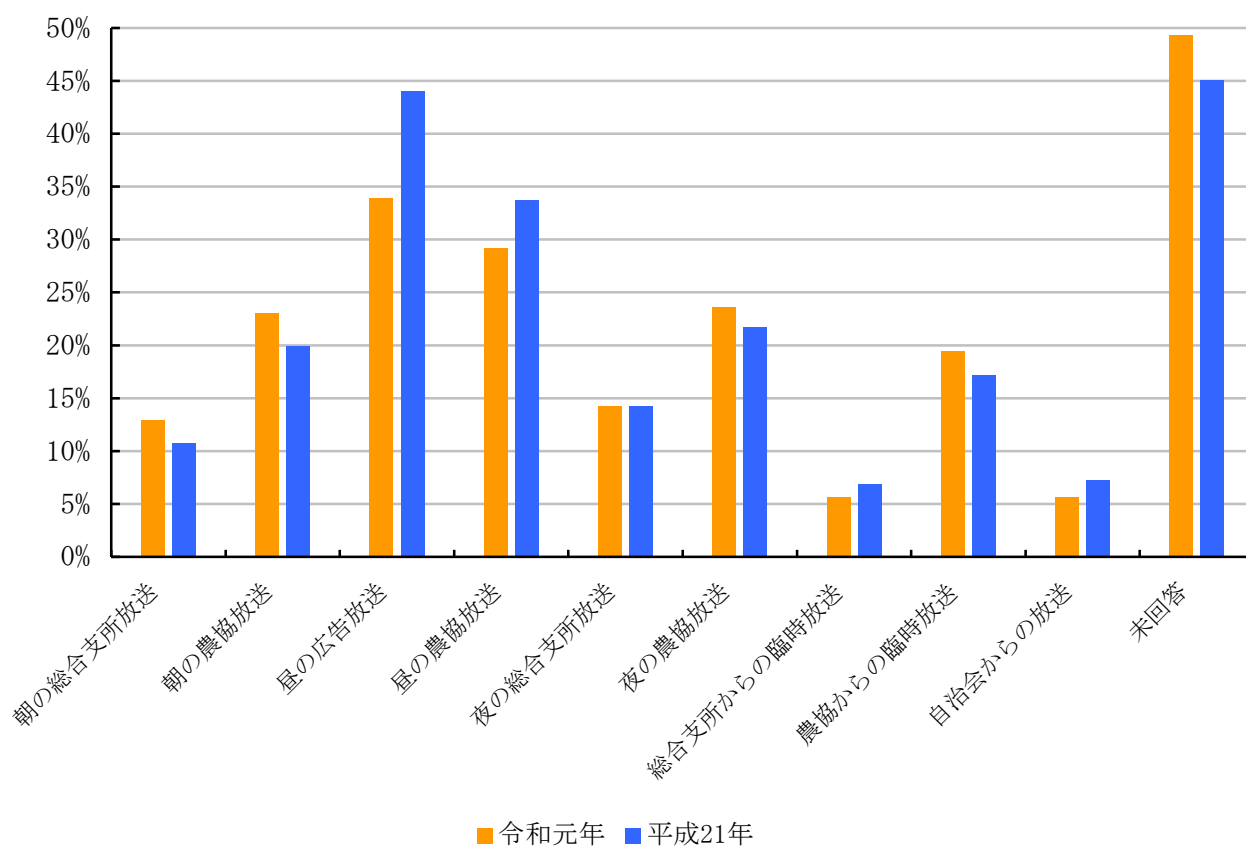


- ・「自治会からの放送」、「総合支所から臨時放送」「朝の総合支所放送」が必要とされている。
- ・「農協放送」の選択率が低いのは、放送内容が農事情報であり、回答者に農業従事者以外が含まれているためと思われる。
- ・平成 21 年度と比較すると、災害情報が多い「総合支所からの臨時放送」のみが増加しており、全体的に必要な性は下っている。
- ・年代別に見ると、ほとんどの項目において、若い世代になるほど少ない。

問7 あなたが必要ないと思う有線放送はありますか。(当てはまるものすべて)

	令和元年		平成21年		選択率 増減
	回答数	選択率	回答数	選択率	
回答数	479	—	457	—	—
朝の総合支所放送	62	12.9%	49	10.7%	2.2
朝の農協放送	110	23.0%	91	19.9%	3.1
昼の広告放送	191	39.9%	201	44.0%	-4.1
昼の農協放送	140	29.2%	154	33.7%	-4.5
夜の総合支所放送	68	14.2%	65	14.2%	0.0
夜の農協放送	113	23.6%	99	21.7%	1.9
総合支所からの臨時放送	27	5.6%	31	6.8%	-1.1
農協からの臨時放送	93	19.4%	78	17.1%	2.3
自治会からの放送	27	5.6%	33	7.2%	-1.6
未回答	236	49.3%	206	45.1%	4.2
合計	831	—	801	—	—

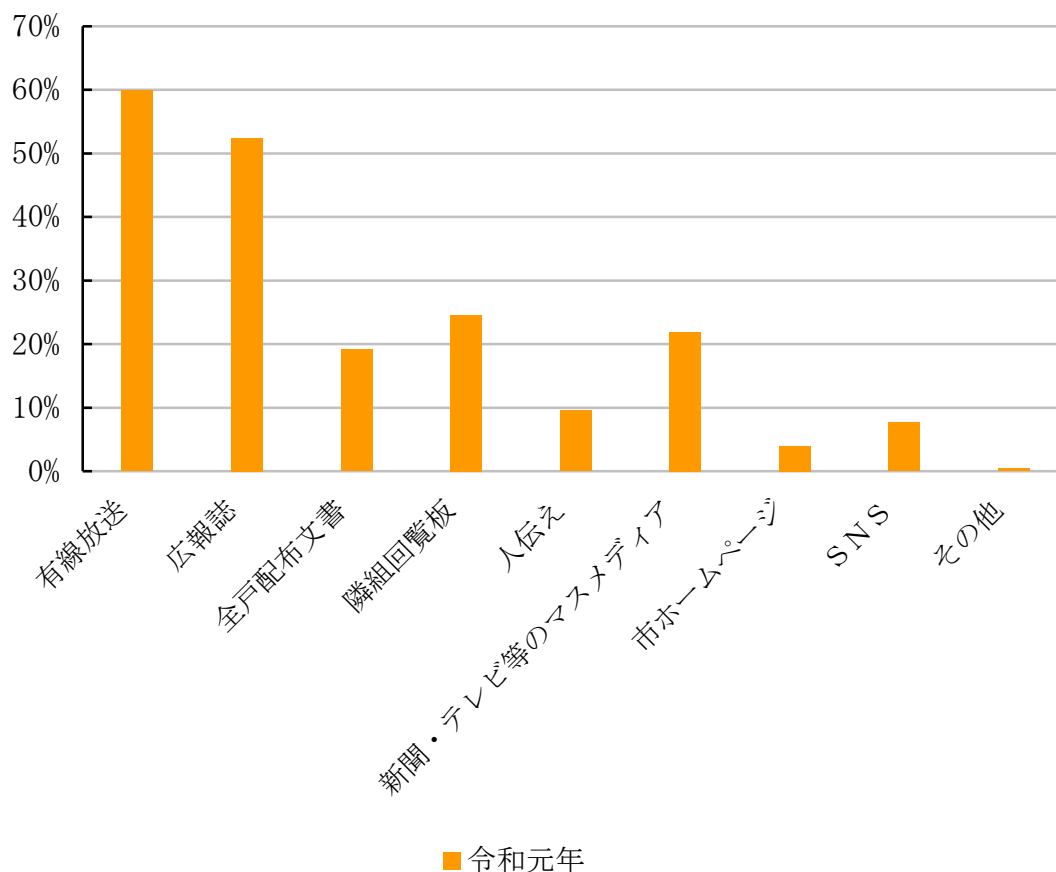
※複数回答のため合計は100%にならない



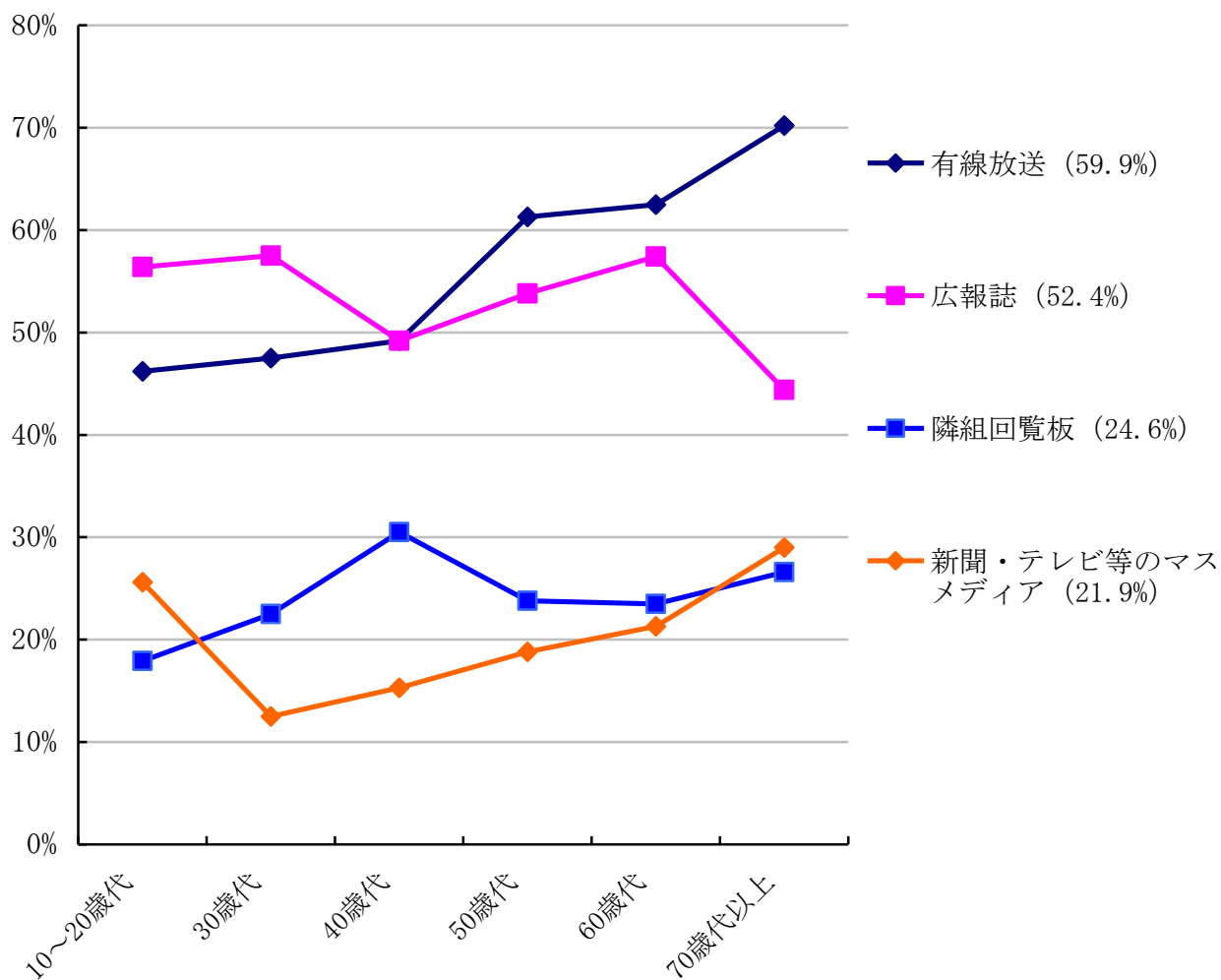
問8 あなたは、主にどのような方法により行政や地域の情報を知っていますか。(2つまで)

	令和元年	
	回答数	選択率
回答数	479	—
有線放送（総合支所放送、自治会放送、農協放送）	287	59.9%
広報誌（広報くるめ、たぬしまるだより）	251	52.4%
全戸配布文書	92	19.2%
隣組回覧板	118	24.6%
人伝え	46	9.6%
新聞・テレビ等のマスメディア	105	21.9%
市ホームページ	19	4.0%
SNS	37	7.7%
その他	2	0.4%
未回答	57	11.9%
合計	957	

※複数回答のため合計は100%にならない



問 8 年代別比較

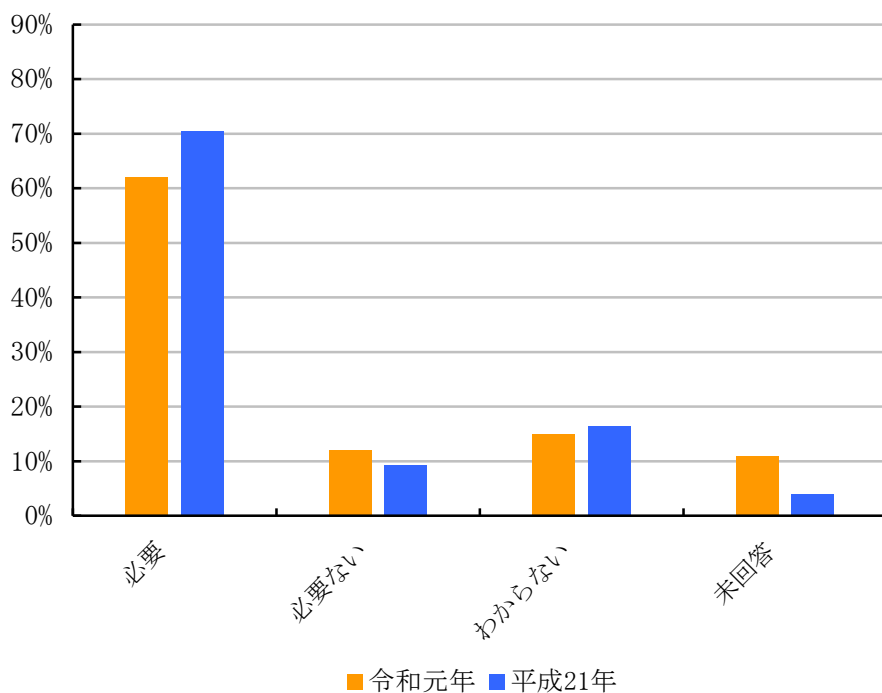


・「有線放送」が 59.9%と最も多く、次いで「広報誌」が 52.4%という結果となり、有線放送からだけでなく、広報誌からも情報を取得している。

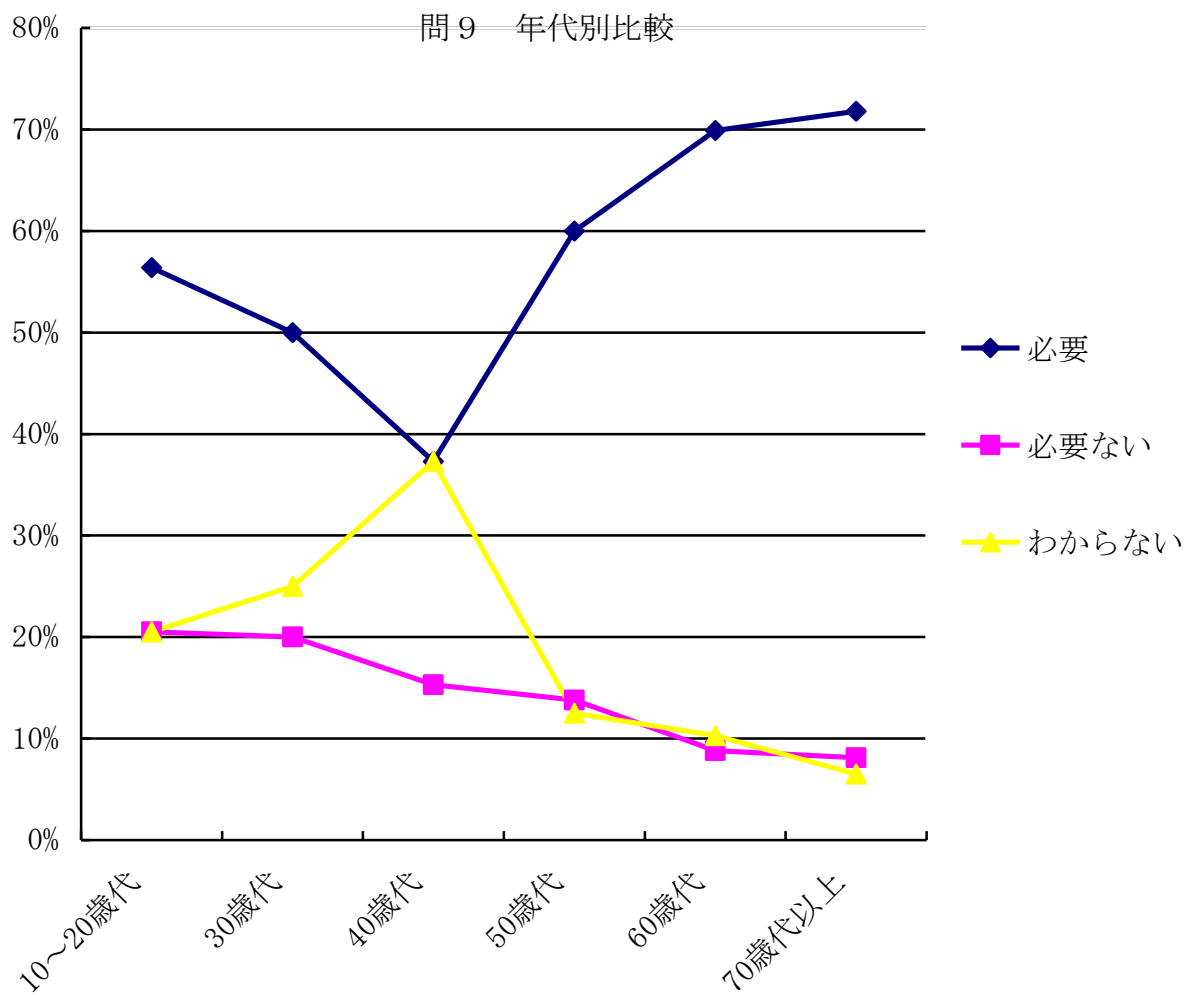
・割合は低い、「隣組回覧板」、「新聞テレビ等のマスメディア」等からも年代を問わず、情報を取得していることがわかる。

問9 あなたは日常生活に有線放送が必要と思いますか。

	令和元年		平成 21 年		割合 増減
	回答数	割合	回答数	割合	
	479	—	457	—	—
必要	297	62.0%	322	70.5%	-8.5
必要ない	58	12.1%	42	9.2%	2.9
わからない	72	15.0%	75	16.4%	-1.4
未回答	52	10.9%	18	3.9%	6.9
合計	479	—	439	—	—



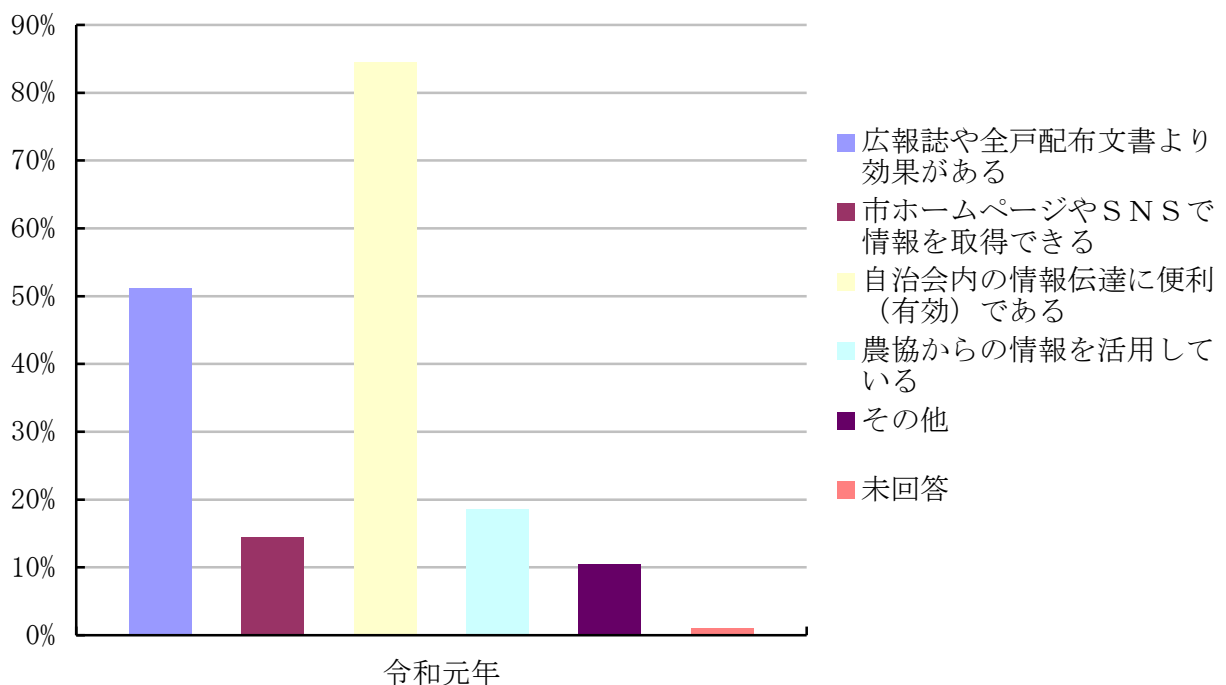
- ・平成 21 年と比較すると、「必要」という回答が 8.5 ポイント減少している。
- ・平成 21 年と比較すると、「必要ない」と回答した方が 2.9 ポイント増加している。
- ・全体的に、平成 21 年と比較すると有線放送の必要性が減少していることがわかる。

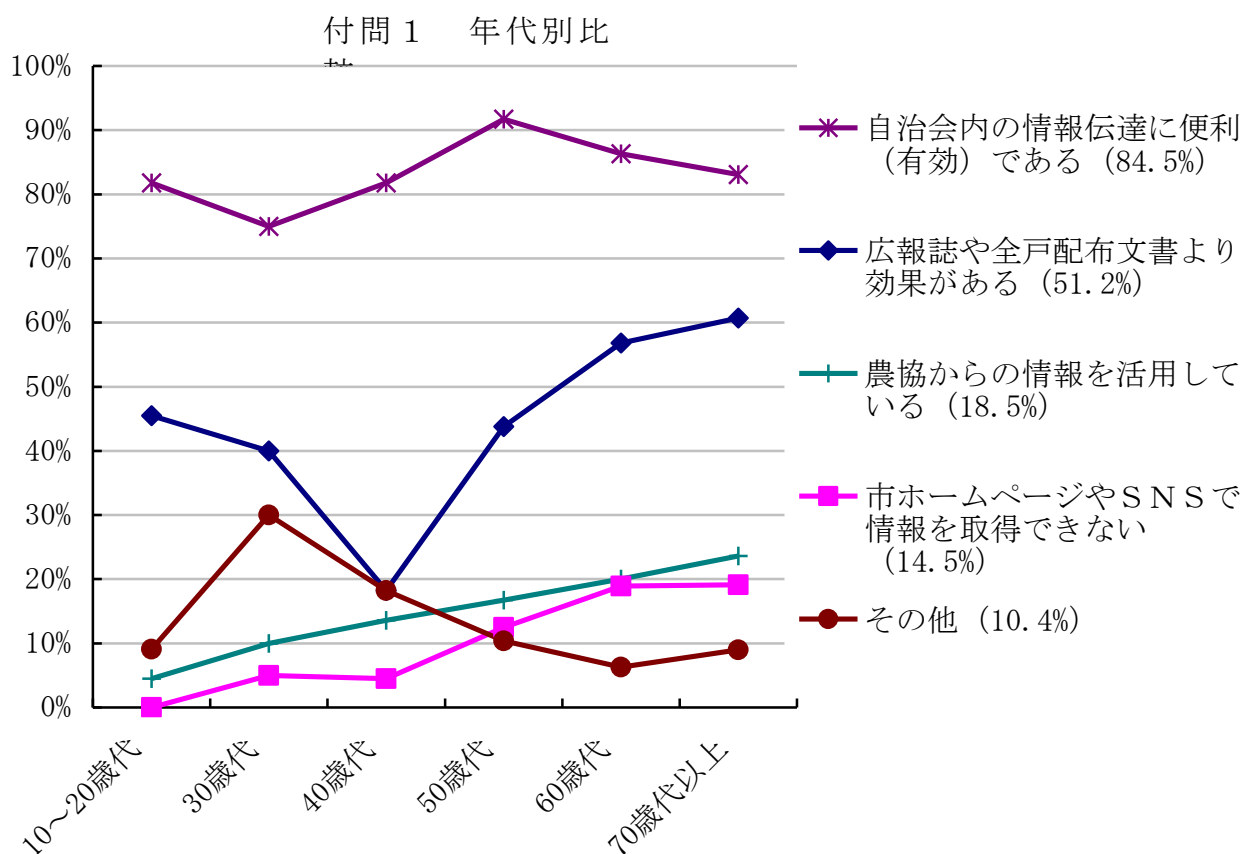


付問1 問9で「必要」と答えた方におたずねします。
「必要」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべて)

	令和元年	
	回答数	選択率
	297	—
広報誌や全戸配布文書より効果がある	152	51.2%
市ホームページやSNSで情報を取得できない	43	14.5%
自治会内の情報伝達に便利（有効）である	251	84.5%
農協からの情報を活用している	55	18.5%
その他	31	10.4%
未回答	3	1.0%
合計	535	—

※複数回答のため合計は100%にならない





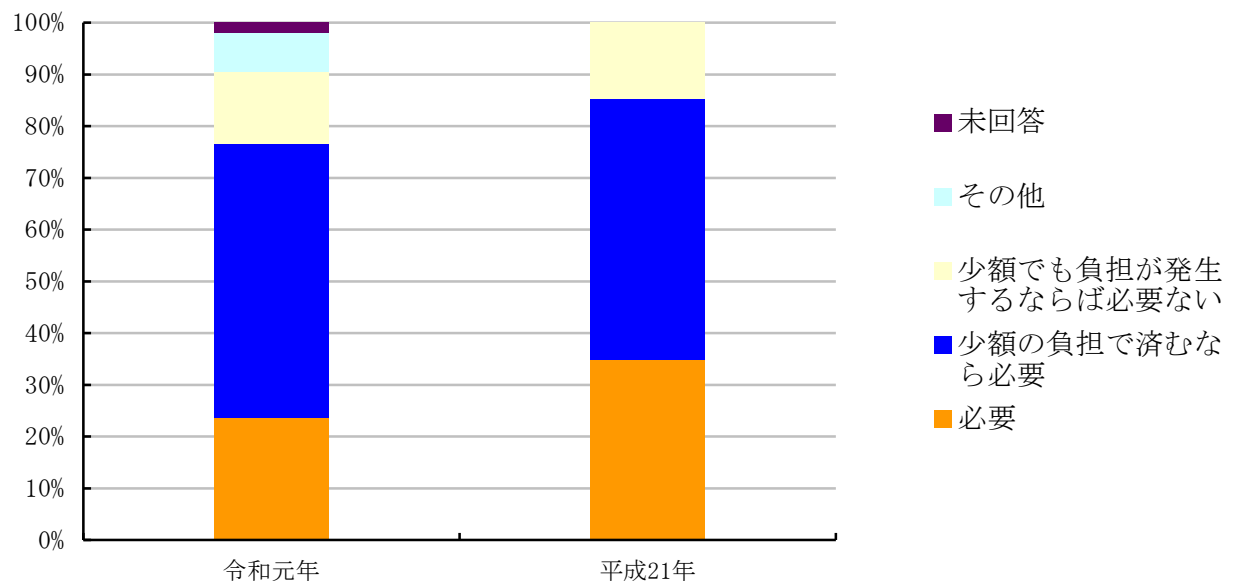
・「自治会内の情報伝達に便利（有効）である」と回答した方が、84.5%となっており、年代を問わず、自治会内の情報伝達に大いに利用されていることがわかる。

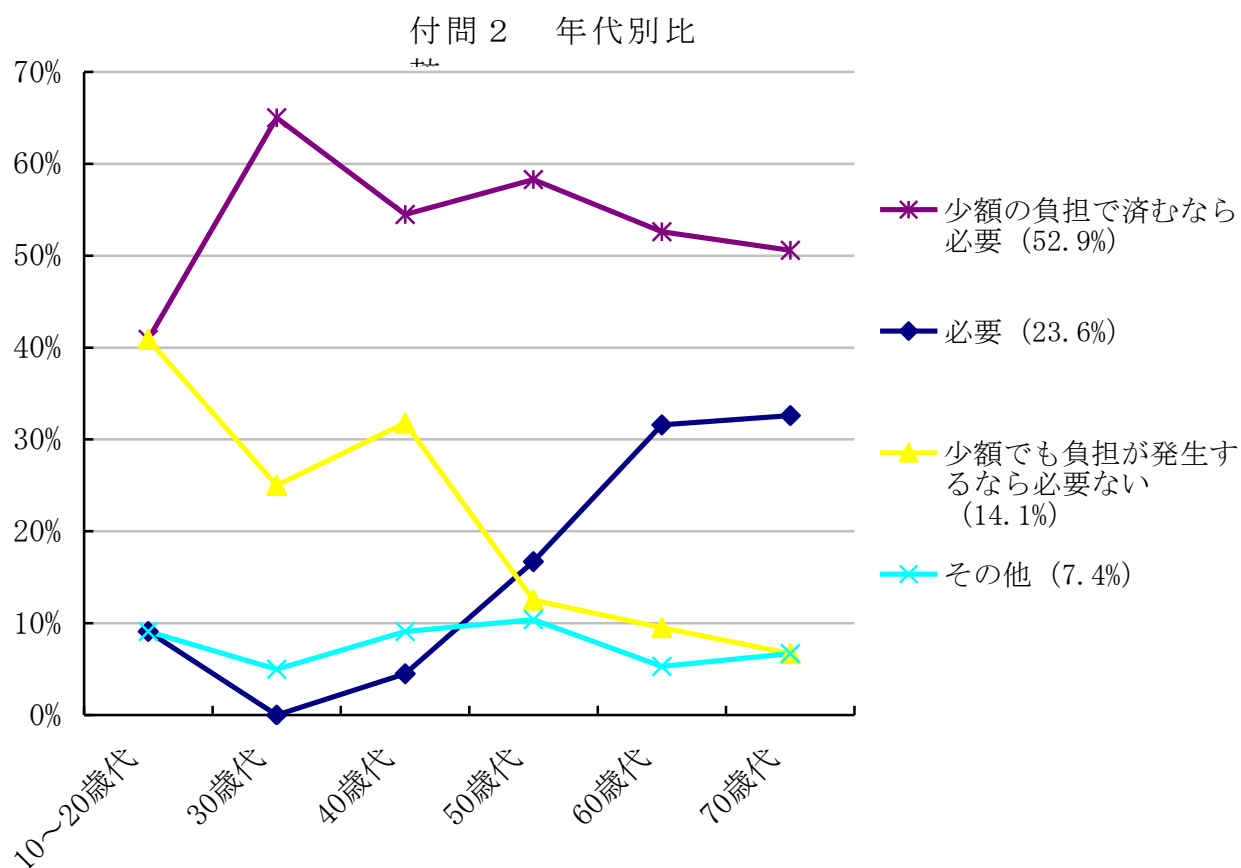
・「広報誌や全戸配布文書より効果がある」と回答した方も全体で半数を超えており、その理由としては、「目で見えるより、耳で聞く方が良い」「有線放送は早く伝わる」「有線放送はわかりやすい」等であった。

付問2 問9で「必要」と答えた方におたずねします。

有線放送事業は事業開始から54年経過しており、設備の老朽化により、このまま無料での運営を続けていくことは困難な状況です。今後、自己負担(有料)が生じるようになった場合でも、有線放送が必要ですか。

	令和元年		平成21年		割合 増減
	回答数	割合	回答数	割合	
	297	—	332	—	
必要	70	23.6%	116	34.9%	-11.3
少額の負担で済むなら必要	157	52.9%	167	50.3%	2.6
少額でも負担が発生するならば必要ない	42	14.1%	49	14.8%	-0.6
その他	22	7.4%	—	—	—
未回答	6	2.0%	0	0.0%	2.0
合計	297	—	332	—	—



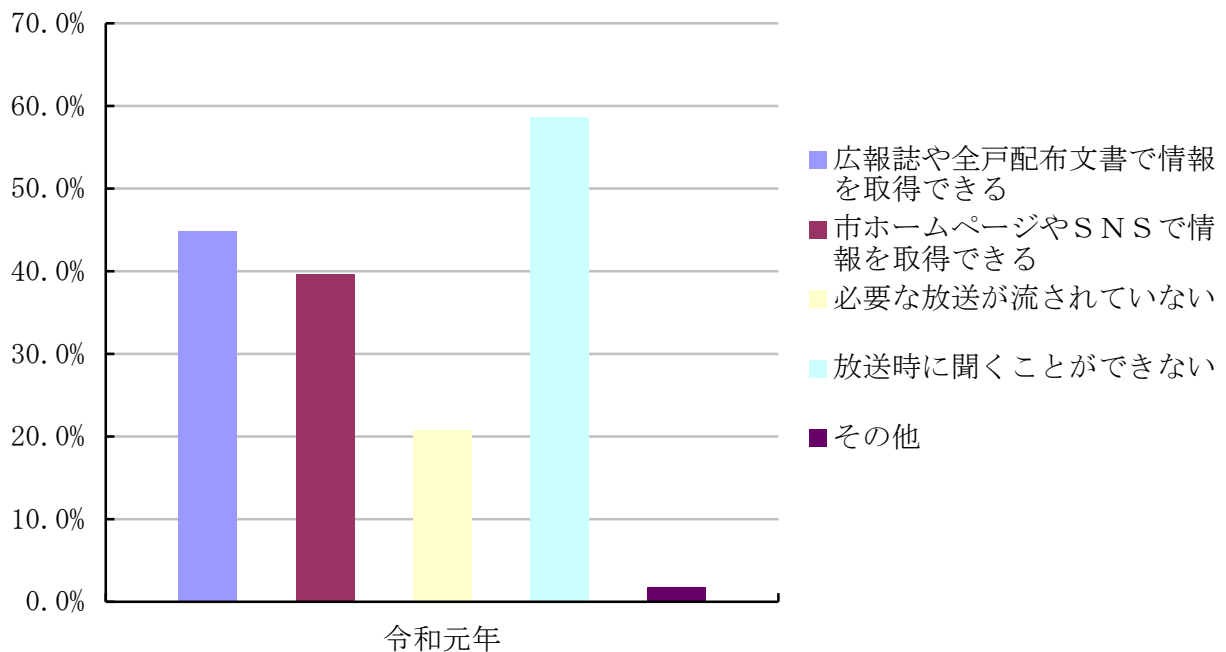


- ・「必要」「少額の負担で済むなら必要」と回答した方を合わせると、7割を超える方々が少額の費用負担が生じたとしても有線放送が必要だと考えている。
- ・「必要」「少額の負担で済むなら必要」と回答した方を平成 21 年と比較すると、会せて 85.2%から 76.5%と 8.7 ポイント減少している。

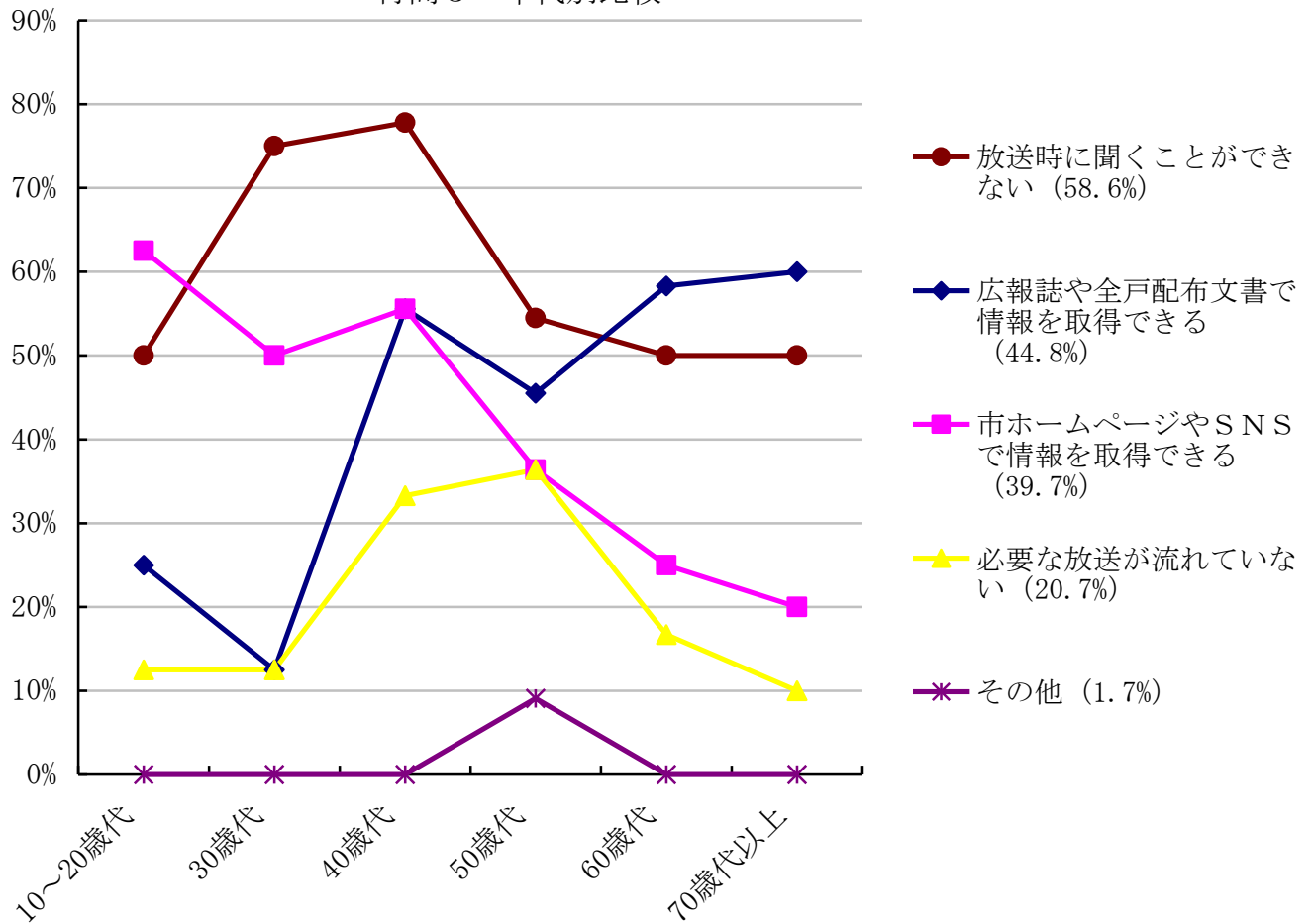
付問3 問9で「必要ない」と答えた方におたずねします。
「必要ない」と思う理由はなんですか。(あてはまるものすべて)

	令和元年	
	回答数	選択率
	58	—
広報誌や全戸配布文書で情報を取得できる	26	44.8%
市ホームページやSNSで情報を取得できる	23	39.7%
必要な放送が流されていない	12	20.7%
放送時に聞くことができない	34	58.6%
その他	1	1.7%
未回答	0	0.0%
合計	96	—

※複数回答のため合計は100%にならない



付問3 年代別比較

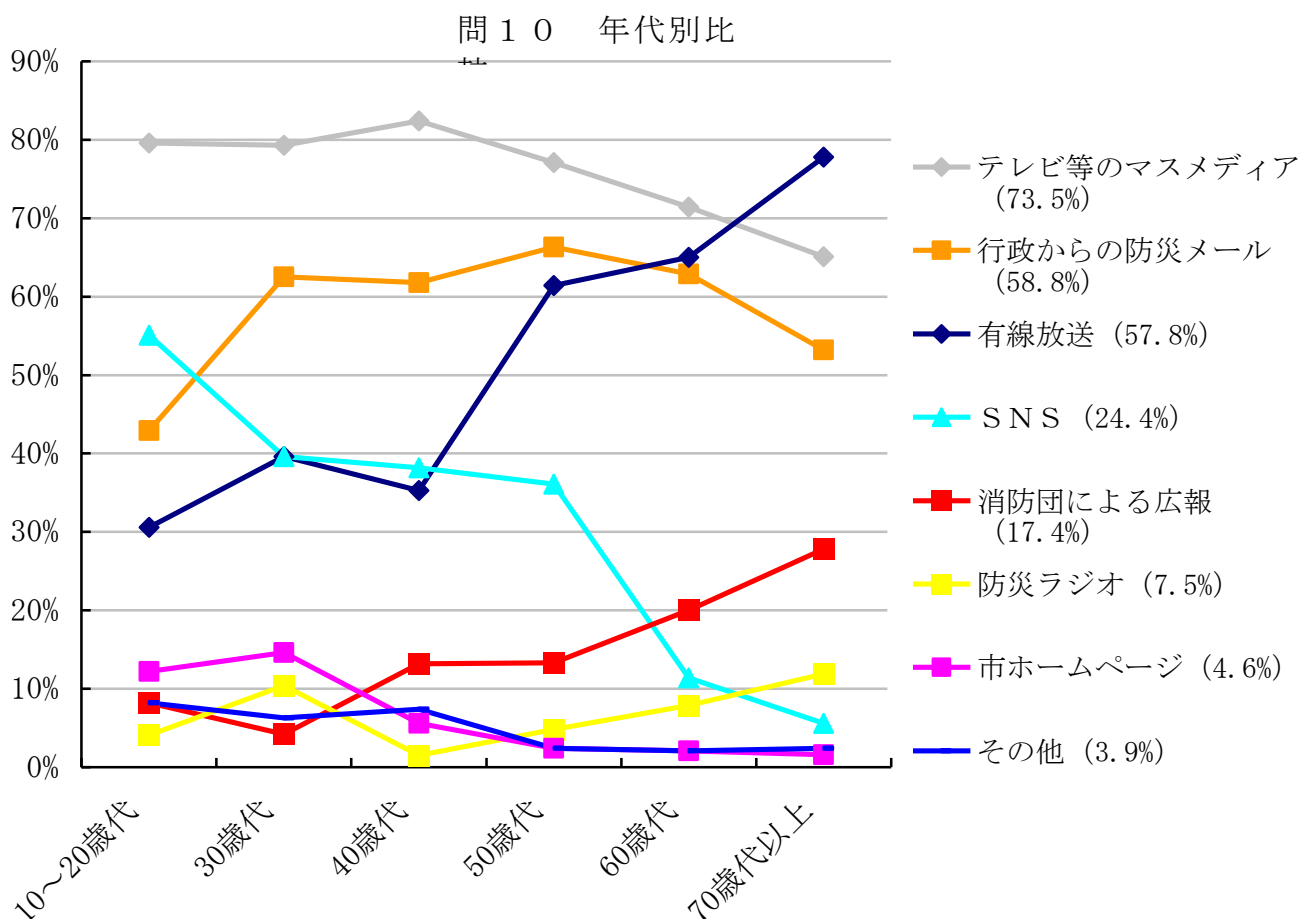


- ・「放送時に聞くことができない」との回答は 58.6%であり、年代別に見ると、30 歳代・40 歳代の回答が多くなっている。これは、仕事等で外出していることが多いためと思われる。
- ・「広報誌や全戸配布文書で情報を取得できる」との回答は 44.8%であり、年代別で見ると、高い年代ほど割合が高くなった。
- ・「市ホームページやSNSで情報を取得できる」との回答は 39.7%で、年代別に見ると、若い年代ほど割合が高くなった。

問10 あなたは、災害が発生したときに、何から情報を得ていますか。(あてはまるものすべて)

	令和元年				
	回答数				選択率
	517	問4 スピーカー			—
		有	無	未回答	
有線放送	299	298	1	0	57.8%
市ホームページ	24	21	3	0	4.6%
行政からの防災メール	304	284	20	0	58.8%
防災ラジオ	39	39	0	0	7.5%
消防団による広報	90	88	2	0	17.4%
テレビ等のマスメディア	380	348	32	0	73.5%
SNS	126	108	18	0	24.4%
その他	20	14	6	0	3.9%
未回答	21	18	1	2	4.1%
合計	1303	1218	83	2	—

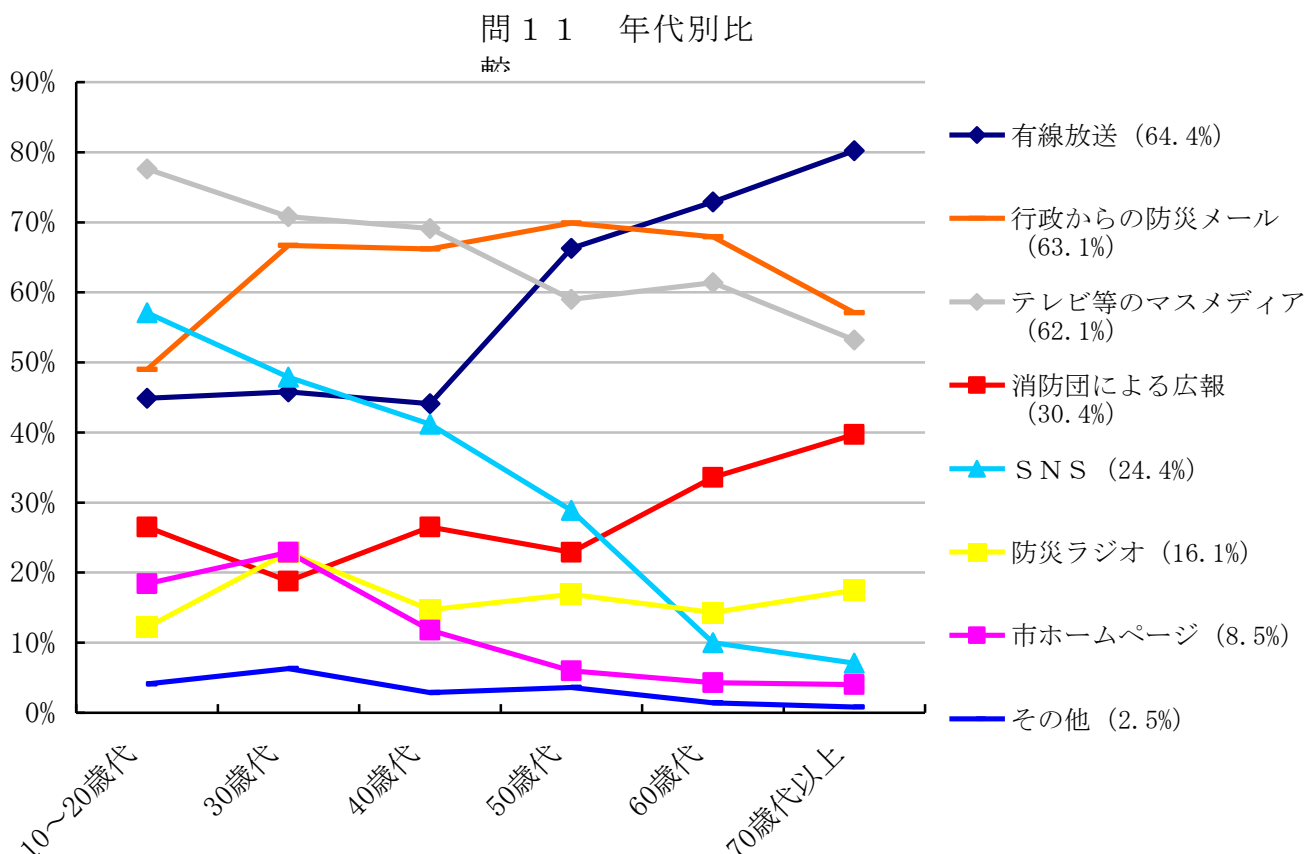
※複数回答のため合計は100%にならない



問 1 1 あなたは、災害が発生したときに、何からの情報が必要ですか。(あてはまるものすべて)

	令和元年				
	回答数				選択率
	517	問 4 スピーカー			—
有		無	未回答		
有線放送	333	325	8	0	64.4%
市ホームページ	44	37	7	0	8.5%
行政からの防災メール	326	307	19	0	63.1%
防災ラジオ	83	79	4	0	16.1%
消防団による広報	157	149	8	0	30.4%
テレビ等のマスメディア	321	293	28	0	62.1%
S N S	126	108	18	0	24.4%
その他	13	10	3	0	2.5%
未回答	16	13	1	2	3.1%
合計	1419	1321	96	2	—

※複数回答のため合計は 100%にならない



- ・問 10 でも回答が多かった「有線放送」「行政からの防災メール」「テレビ等のマスメディア」については、6 割を越える方が「必要」と回答している。
- ・災害時には有線放送だけでなく、防災メールやテレビ等のマスメディアといった様々な手段を必要としていることが伺える。
- ・年代別でみると 40 歳代以下は「有線放送」から情報を取得している割合が低く、また「S N S」と回答している割合が高くなっている。

○久留米市有線放送条例

平成16年12月28日

久留米市条例第47号

改正 平成26年3月27日条例第19号

(趣旨)

第1条 市が行う有線放送のための施設（以下「放送施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(放送施設の設置)

第2条 市の広報活動に寄与し、住民の福祉及び文化経済の向上を図り、もって市の発展を促進することを目的として本市に放送施設を設置する。

(放送施設の構成)

第3条 放送施設は、久留米市田主丸総合支所内及びにじ農業協同組合水分支所内の放送施設、屋外放送装置、接続機、増幅器、電柱、電線及び宅内スピーカーその他これらに附属する一切の設備をもって構成する。

(放送施設を設置する区域)

第4条 放送施設は、別表第1に定める区域に設置する。

(事業)

第5条 放送施設を用いて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 市の公示、広報事項の伝達に関すること。
- (2) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡に関すること。
- (3) 官公署、公共団体等からの広報事項の伝達に関すること。
- (4) 自主編成番組の放送に関すること。
- (5) 委託放送に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(利用の制限)

第6条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、放送施設を利用させてはならない。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって利用するとき。
- (2) 特定の思想、宗教を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは特定の宗派その他の思想団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって利用するとき。
- (3) 公共の福祉に反するとき。
- (4) その他市長において不相当と認めるとき。

(宅内スピーカーの設置)

第7条 宅内スピーカー（有線放送を聴取するために住民が所有し、又は占有する建物内に設置されたスピーカーをいう。以下同じ。）の設置を希望する者は、市長に申し出て許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、遅滞なく宅内スピーカーを設置するものとする。

3 第1項の許可を受けた者は、設置された宅内スピーカーを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(宅内スピーカーの移設)

第8条 前条の規定により設置された宅内スピーカーの移設を希望する者は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、遅滞なく宅内スピーカーを移設するものとする。

(宅内スピーカーの取替え)

第9条 第7条第2項の規定により設置された宅内スピーカー（第8条第2項の規定により移設したものを含む。）の取替えを希望する者は、市長にその旨を届け出なければならない。

(手数料)

第10条 第7条の許可を受けた者又は第8条第1項の規定により届出をした者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

2 第9条の規定により宅内スピーカーの取替えを希望する者は、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(電柱の使用)

第11条 電柱を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(放送施設の維持及び補修)

第12条 放送施設の設置、維持及び補修は、市長の指定する者が行う。

2 市長は、放送施設に障害を生じたときは、速やかにこれを修復しなければならない。

3 前項に規定する場合において、その障害の原因が利用者の責めに帰すべきものであるときは、市長は修復に要した経費をその者に負担させることができる。

(広告放送料金)

第13条 放送施設を用いて広告を放送しようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

1回の放送につき1分30秒までごとに1,040円（消費税等額を含む。本市以外の者が利用する場合の料金はその2倍の額）

（平26条例19・一部改正）

(運営委員会)

第14条 放送施設を用いて行う事業の公正かつ円滑な運営に関し、調査審議するため、市長の附属機関として久留米市有線放送運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、必要に応じ市長がこれを招集する。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、田主丸放送条例(昭和40年田主丸町条例第231号。以下「旧田主丸町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日前に、旧田主丸町条例第7条第1項に基づき置かれた田主丸町放送運営委員会(以下「旧委員会」という。)は、第14条第1項により置かれた久留米市有線放送運営委員会(以下「新委員会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成26年3月27日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

田主丸町長栖	田主丸町鷹取	田主丸町船越	田主丸町秋成	田主丸町殖木	田主丸町常盤	田主丸町野田	田主丸町豊城	田主丸町恵利	田主丸町朝森	田主丸町八幡	田主丸町菅原	田主丸町上原	田主丸町志塚島	田主丸町以真恵	田主丸町牧	田主丸町地徳	田主丸町竹野	田主丸町中尾	田主丸町森部	田主丸町石垣	田主丸町益生田	田主丸町田主丸
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

別表第2(第10条関係)

(平26条例19・全改)

種別		手数料の額
新設工事	宅内スピーカーの新設工事(引込用電柱架設を要する場合を含む。)	無料
移設工事	家屋の建替え、移築に伴うもの(引込用電柱架設を要する場合を含む。)	無料
	家屋内で宅内スピーカーを移設するもの	2,090円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第3(第10条関係)

(平26条例19・全改)

種別		手数料の額
宅内スピーカーの取替え	使用不能による取替え	無料
	その他の理由による取替え	5,230円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

○久留米市有線放送条例施行規則

平成17年2月4日

久留米市規則第36号

改正 平成17年6月20日規則第157号

平成17年12月12日規則第181号

平成21年3月9日規則第15号

平成24年3月30日規則第25号

平成26年3月31日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市有線放送条例（平成16年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 施設の使用時間は、次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 4月1日から9月30日まで 午前6時から午後10時まで
- (2) 10月1日から3月31日まで 午前6時から午後9時まで

(非常災害その他緊急事項の通報及び連絡の際の放送の中断等)

第3条 市長は、条例第5条第2号に規定する非常災害その他緊急事項の通報及び連絡をする必要があると認めるときは、それ以外の放送を中断し、又は放送施設の利用を制限することができる。

(官公署、公共団体等からの広報事項の伝達及び委託放送)

第4条 条例第5条第3号又は第5号に規定する事業は、それらの放送を求める者からの申出に基づき行うものとする。ただし、同条第3号に規定する事業について市長が施設の設置の目的を達成するため必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、放送を求める者の名称又は氏名並びに放送の内容及び日時を記載した書面を市長に提出することにより行うものとする。
- 3 市長は、施設の設置目的に照らして適当でないと認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、第1項の申出に係る放送を行わないものとする。

(申出等の様式)

第5条 条例第7条の規定による宅内スピーカーの設置の許可に係る申出、条例第8条の規定による宅内スピーカーの移設に係る届出及び条例第9条の規定による宅内スピーカーの取替えに係る届出は、宅内スピーカー設置・変更申請書（別記様式）により行わなければならない。

(有線放送運営委員会)

第6条 久留米市有線放送運営委員会（以下「委員会」という。）は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。
 - (1) 久留米市議会議員

- (2) にじ農業協同組合が推薦する者
 - (3) 田主丸町商工会が推薦する者
 - (4) 田主丸地域の地域コミュニティ組織（久留米市市民活動を進める条例（平成23年久留米市条例第23号）第2条第3号の地域コミュニティ組織をいう。）が推薦する者
 - (5) 田主丸町地域婦人会が推薦する者
 - (6) 久留米市消防団員であって田主丸支団に配置されている者
 - (7) 久留米広域消防本部浮羽消防署長が推薦する者
 - (8) 学識経験者
 - (9) 市職員
- （平17規則181・平21規則15・平24規則25・一部改正）

（委員会の所掌事務）

第7条 委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 放送の番組に関する事項
- (2) 設備及び業務の改善に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事項

（委員の任期）

第8条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

（委員会の委員長等）

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平17規則181・一部改正）

（委員会の庶務）

第10条 委員会の庶務は、田主丸総合支所において処理する。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送条例施行規則（昭和40年田主丸町規則第59号。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送運営委員会規則（昭和40年田主丸町規則第60号。）の規定により田主丸町放送運営委員会の委員に任命されている者は、この規則の施行の日に、第6条の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、第8条の規定にかかわらず、この規則の施行の日にお

ける田主丸町放送運営委員会規則第2条の規定により任命された田主丸町放送運営委員会の委員としての任期の在任期間と同一の期間とする。
(平17規則157・一部改正)

附 則 (平成17年6月20日規則第157号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月12日規則第181号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月9日規則第15号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に久留米市有線放送運営委員会の委員であって、改正前の第6条第2項第4号又は第6号に規定するもののうちから任命又は委嘱されたものは、この規則の施行の日改正後の久留米市有線放送条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条第2項の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第8条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の久留米市有線放送運営委員会の委員としての任期の残存期間と同一の期間とする。

附 則 (平成26年3月31日規則第45号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

○久留米市有線放送条例施行規程

平成17年2月4日

久留米市規程第19号

改正 平成19年2月27日規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米市有線放送条例（平成16年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）に定める放送施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理台帳)

第2条 有線放送施設に係る事務を所掌する課の長（以下「課長」という。）は、有線放送施設原簿（第1号様式）を作成し施設の管理状況を明らかにしなければならない。

(運用状況の記録)

第3条 課長は、有線放送業務日誌（第2号様式）により施設の運用状況を記録しなければならない。

(電柱敷地料)

第4条 有線電柱、支線柱及び支線の敷地料は、無料とする。

(平19規程4・全改)

附 則

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（平成19年2月27日規程第4号）

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係） 略

第2号様式（第3条関係） 略

久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室してください。

(2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員を超える場合は、抽選等により傍聴者の決定を行う場合があります。

2 会場の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

(1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場において、委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、録音等を行わないこと。

(5) 会場において、携帯電話、ポケットベルを使用しないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場してください。